

平成31年 第1回臨時会

# 屋久島町議会議録

平成31年2月8日 開会

平成31年2月8日 閉会



平成31年第1回屋久島町議会臨時会会期日程表

自2月8日・至2月8日（1日間）

月	日	曜	会議別	日	程
2月8日	金	本会議	○開	会	



# 平成31年第1回屋久島町議会臨時会

第 1 日

平成31年2月8日



平成31年第1回屋久島町議会臨時会議事日程（第1号）

平成31年2月8日（金曜日）午前11時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 H29屋久島町庁舎建築工事（事務棟）請負変更契約の締結について  
(町長提出)
- 日程第4 議案第2号 H29屋久島町庁舎機械設備工事（事務棟）請負変更契約の締結について  
(町長提出)
- 日程第5 議案第3号 H29屋久島町庁舎電気設備工事（事務棟）請負変更契約の締結について  
(町長提出)
- 日程第6 議案第4号 屋久島町庁舎建築工事（議会棟）請負変更契約の締結について  
(町長提出)
- 日程第7 議案第5号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて  
(町長提出)
- 日程第8 議案第6号 屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第9 議案第7号 平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）について  
(町長提出)
- 日程第10 議案第8号 平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について  
(町長提出)

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員 (16名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	眞邊 真紀君	2番	相良 健一郎君
3番	岩山 鶴美君	4番	上村 富士高君
5番	大角 利成君	6番	渡邊 千護君
7番	石田尾 茂樹君	8番	榎光徳君
9番	眞邊 有次君	10番	高橋 義友君
11番	小脇 清保君	12番	日高 好作君
13番	下野 次雄君	14番	寺田 猛君
15番	岩川 修司君	16番	岩川 俊広君

1. 欠席議員 (0名)

1. 出席事務局職員

議会事務局長 書	上釜 裕一君	書	記	鬼塚 晋也君
記 長	井 綾乃君			

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木 耕治君	教育長	塩川 文博君
副町長	岩川 浩一君	会計管理者兼 会計課長	桑原 幸夫君
総務課長 宮之浦支所長兼 財産管理課長	鎌田 勝嘉君	尾之間支所長 兼税務課長	日高 邦義君
教育総務課長	山口 健蔵君	監査委員事務局長	上釜 裕一君
社会教育課長	佐々木 昭子君	電気課長	笹倉 聰君
企画調整課長	計屋 正人君	町民生活課長兼 永田出張所長兼運営管理委員会事務局長	塚田 賢次君
建設課長兼 庁舎建築係	松本 薫君	安房支所長兼 福祉事務所長	寺田 太久己君
商工観光課長	松田 純治君	給食センター所長	川東 真稔君
環境政策課長	竹之内 大樹君	介護衛生課長	寺田 和寿君
庁舎建設推進室長	矢野 和好君	健康増進課長 総務課長補佐兼行革法制係長兼 消防交通係長兼庁舎建築係	日高 孝之君
農林水産課長	岩川 茂隆君		泊 光秀君
	鶴田 洋治君		

△ 開 議 午前 11 時 00 分

○議長（岩川俊広君）

おはようございます。ただいまから平成31年第1回屋久島町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩川俊広君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、渡邊千護君、7番、石田尾茂樹君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（岩川俊広君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 議案第1号 H29屋久島町庁舎建築工事（事務棟）

請負変更契約の締結について

△ 日程第4 議案第2号 H29屋久島町庁舎機械設備工事（事務棟）請負変更契約の締結について

△ 日程第5 議案第3号 H29屋久島町庁舎電気設備工事（事務棟）請負変更契約の締結について

△ 日程第6 議案第4号 屋久島町庁舎建築工事（議会棟）請負変更契約の締結について

○議長（岩川俊広君）

日程第3、議案第1号、H29屋久島町庁舎建築工事（事務棟）請負変更契約の締結についてから、日程第6、議案第4号屋久島町庁舎建築工事（議会棟）請負変更契約の締結についてまでの4件を一括議題とします。

なお、本日は、議案第1号、第2号、第3号の「H29」という表記は、「平成29年度」と読みかえさせていただきます。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

平成31年第1回屋久島町議会臨時会に提案をいたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回、提案しております案件は、契約案4件、条例案1件、補正予算案2件、その他1件の計8件であります。

それでは、議事日程に従いまして、議案第1号から議案第4号について御説明いたします。

まず、議案第1号、平成29年度屋久島町庁舎建築工事（事務棟）の請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

平成29年第4回屋久島町議会臨時会において議決された議案第85号の契約について、耐圧盤水勾配の中止、廊下の木製格子の中止などの設計変更及び職員玄関を自動ドアに変更、職員玄関下足入れをふたつに設計変更したこと及びサイン工事など平成28年度工事から移行したことによる設計変更により308万9,000円を増額し、総額を2億9,252万9,000円にする請負変更契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第2号、平成29年度屋久島町庁舎機械設備工事（事務棟）の請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

平成29年第4回屋久島町議会定例会において議決された議案第89号の契約について、空調機の指定塗装による仕様変更及び平成28年度工事から移行した外部雨水工事、外部消化配管及び消火栓の追加による設計変更により495万1,000円を増額し、総額を6,424万3,000円にする請負変更契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第3号、平成29年度屋久島町庁舎電気設備工事（事務棟）の請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

平成29年第4回屋久島町議会定例会において議決された議案第88号の契約について、幹線のピット内ケーブルラックの延長、発電機回路の追加、電話交換室の盤追加などの設計変更及び平成28年度工事から移行した盤間の配線延長、全体の消火器設置を追加する設計変更により373万4,880円を増額し、総額を7,573万2,000円にする請負変更契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第4号、屋久島町庁舎建築工事（議会棟）の請負変更契約の締結につきまして、御説明申し上げます。

平成30年第2回屋久島町議会臨時会において議決された議案第38号の契約について、

耐圧盤水勾配の中止、議場倉庫のサッシの中止、空調機室外機の目隠し格子の中止などの設計変更により426万5,000円を減額し、総額を1億7,361万1,000円にする請負変更契約を締結しようとするものであります。これらの変更契約により、現在の建築に係る工事請負額の総額は14億1,501万8,900円となっております。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（小脇清保君）

お尋ねします。

事務棟には10カ所以上のクラックがあるというふうに聞いていますが、この変更明細の中に入っていないと思うんですが、予算は幾らで、誰の責任で支払うのか、それを教えていただきたい。

○議長（岩川俊広君）

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

○庁舎建設推進室長（岩川茂隆君）

今、御質問にありましたクラックにつきましては事務棟に14カ所クラックがありました。管理のほうと構造設計のほうと色々協議をして、クラックの原因そういう目で検討をしました。通常クラックの要因には、設計であったり加重であったり、外的要因であったり、施工であったり、そういう原因があるんですが、今回の場合は誘発目地を多く入れておりましたので、クラックはないものということで考えたんですけども、現状14カ所出ております。

これにつきましては、クラックの入り方、あとサイズを勘案しましてコンクリートの乾燥収縮によるクラックという形で判断をしております。通常0.5ミリを超えるクラックの場合は重大な事項として対応をするとところですが、今回14カ所の平均値は0.2ミリ程度であって、構造的にも一応問題はないということは確認しました。

当初、施工上の不具合ということで業者の方にその分の費用負担をお願いをしていたところなんですけども、設計、構造設計との協議の中で施工上の責任はないという判断をしましたので、約14カ所の補修について30万円ちょっと今回の変更の中で経費を支払っております。

以上です。

○11番（小脇清保君）

施工業者の責任ではないと、じゃ、設計ミスですか、要するに。そういうことも含め

てこの1号、2号、3号、4号議案全てでも言えることですけれども、余りにも変更明細が多過ぎますよね。これはもう設計の段階でこういうような状況を生じるということは、早い話が設計ミスではないのか。担当課長でいいですよ。

○庁舎建設推進室長（岩川茂隆君）

当初28年度の工事の中で変更した部分について、設計の変更した部分もあります。ただ、施工する中で必要なものを設計としては十分120%の設計をしていただいておりますので、我々の判断というか、町の現状として不要なものであれば経費を安くしたいというところの協議を進めております。

当初からのその設計については、十分精査をしての施工ということではありませんので、施工しながらお互い業者と協議をしながら、町と協議をしながら不要な分については削り、必要な分についてはプラスをするということでのこの協議の結果だと思っております。

○11番（小脇清保君）

この増額分については、執行残を充てるというふうに書いてありますけれども、総額で24億円を超えることはありませんか、もうその計算はできていますか。

○庁舎建設推進室長（岩川茂隆君）

工事費につきましても、当初の計画の中では15億円という見込みを立てておりました。先程の町長の答弁でもありますように15億円は超えておりません。総額の24億円につきましてもまだ造成工事、電算の移設とか、まだ執行していない部分もありますが、今現在のところで23億6,000万円程度になっているものと思っております。また、精査して決算ができた段階でまたホームページ等を通じてお知らせをしたいと思っております。

○11番（小脇清保君）

終わります。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

もうもう本当に数字変更が多いなと思う中で、犬走りの中止とか、断熱材が45ミリから40ミリにとかって、これはどうしてこのように変更がなされたのかお伺いしたいと思います。

○庁舎建設推進室長（岩川茂隆君）

犬走りにつきましては、庁舎の周りにコンクリートを使うということで、当初計画をしておりましたが、どうしてもコストの面から考えると下地をつくっておけば、玉砂利的な石でも人がほぼ立ち入るところではないですので、そこで問題はないということで経費削減の一つとして考えて変更しました。

あと断熱材の厚さの違いにつきましては、十分断熱はするんですけども、電灯等の配線の施工のしにくさというのがあります。厚さがもう板の寸前まであるとそれをちょっと削って電灯の配線をするということありますので、ちょっと薄くして、そこに線が入るようなスペースを設けるということで薄くしております。

以上です。

○1番（眞邊真紀君）

わかりました。

その寸法は最初から決まっているわけで、配線が来るのも決まっているわけですね。だからやっぱり最初から計画がきちんとなってないのかなと思うんですけども、もういいです。

以上です。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（大角利成君）

1点だけ教えてください。

建設段階で現場において支障が出てきた場合には、現場の責任者がそれを了として、設計のその変更については速やかに上司に報告をして変更がなされていると思うんですが、大まかでいいです。既に施業も済んだ分が今回の補正の中で何割ぐらいで、これからしようというのが何割程度か大まかでいいです。教えてください。

○庁舎建設推進室長（岩川茂隆君）

比率的なものはちょっと計算はしておりませんが、ほぼ建築については大分進んでおります。もちろん基礎鉄筋工事、コンクリート工事についてはもう全て終わったものでございます。まだ終わってないものとして、最後のユニット工事であるとか、内外装、塗装工事がまだ終わっておりませんので、4割ぐらいはまだ未施工の部分があると思います。

○議長（岩川俊広君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第1号から議案第4号までの4件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第1号から議案第4号までの4件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第4号までの4件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を1件ずつ行います。

まず、議案第1号、平成29年度屋久島町庁舎建築工事（事務棟）請負変更契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、平成29年度屋久島町庁舎建築工事（事務棟）請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成29年度屋久島町庁舎機械設備工事（事務棟）請負変更契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、平成29年度屋久島町庁舎機械設備工事（事務棟）請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成29年度屋久島町庁舎電気設備工事（事務棟）請負変更契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、平成29年度屋久島町庁舎電気設備工事（事務棟）請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、屋久島町庁舎建築工事（議会棟）請負変更契約の締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、屋久島町庁舎建築工事（議会棟）請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### △ 日程第7 議案第5号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第7、議案第5号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

議案第5号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することにつきましては、大阪地方裁判所平成29（ワ）第12776号事件に係る裁判所からの和解勧告を受諾し、和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第5号は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を行います。

議案第5号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第6号 屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

△ 日程第9 議案第7号 平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）について

△ 日程第10 議案第8号 平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（岩川俊広君）

次に、日程第8、議案第6号、屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第10、議案第8号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてまでの3件について一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第6号、屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、屋久島町本庁舎移転に伴い行政機構の見直しを行い、再編・統合を実施するため関係する条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第7号、平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳出予算の主なものは人件費の調整のほか山海留学に係る損害賠償金、離島開発総合センター屋上防水シート改修に係る経費、生活保護扶助費、営農支援センター空調機器更新に係る経費、県営中山間地域所得向上支援事業負担金、遠距離通学費償還金、給食センター蒸気ボイラー取り替えに係る経費、永田港ケーソン細部設計に係る経費、自然公

園育苗舎修繕に係る経費を計上いたしました。

財源といたしましては、国庫支出金、町債等を計上し、歳入歳出それぞれ4,128万8,000円を追加し、予算の総額を111億6,546万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第8号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出予算内で居宅介護住宅改修費負担金の増額を、介護予防住宅改修費負担金の減額で調整しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩川俊広君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（眞邊真紀君）

一般会計のほうで歳出、総務費総合センター管理費のところです。工事請負費が1,100万円出ています。この総合センターの屋上の防水シートの改修工事について概要をお尋ねしておきたいんですけど。

○宮之浦支所長兼財産管理課長（山口健蔵君）

御質問にお答えをいたします。

今ありましたように工事場所は宮之浦の離島開発総合センターの一番利用の多い会議室、青少年研究室その上部に当たる部分の防水シートが昨年の台風24号、25号で剥がれてしまいまして、その部分について早急に修理をしたいということで、今回補正予算を計上しております。

築44年目に入っております、今のところ雨漏りはしていないんですが、やはり防水シートが剥がれて、当然、クラック等も入っておりますので、その部分の早急な修理をしたいということで計上しております。

以上でございます。

○1番（眞邊真紀君）

その会議室はたしか壁のところに雨漏りのしみみたいなものがあったような気がするんですけど、それはこの工事とは関係はあるんですか。

○宮之浦支所長兼財産管理課長（山口健蔵君）

壁の黒板のところの修繕につきましては、もう既に昨年度終了しております。今回は、屋上といいますか、屋根の部分の防水でございます。

以上でございます。

○1番（眞邊真紀君）

ありがとうございます。

じゃ、あの中の壁がしみみたいに残っているのは、残って見えているだけで、その広がりはもうないということですね。

○宮之浦支所長兼財産管理課長（山口健蔵君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（大角利成君）

一般会計予算11ページ。

教育費、教育振興費の中の、償還金、利子及び割引料895万2,000円、これについては、以前、新聞紙上で報道されましたスクールバスの補助金の返納かどうか、少し説明をいただきたいと思います。

○教育総務課長（佐々木昭子君）

新聞で報道されているとおりでございます。

へき地児童生徒援助費等補助金、近距離通学費の過大に交付されたものでございます。経緯を説明をさせていただきます。

平成29年11月9日に会計検査院の実地検査を受検いたしました。平成30年の11月に過大に補助金が交付されていて、不当とした会計検査院決算報告が公表されまして、県の義務教育課より昨年12月28日に是正措置を行うよう通知を受けたところでございます。

対象年度は平成25年度から28年度までの4年間です。平成23年4月と平成25年4月に統合しまして設置した中央中学校に通う生徒に対して、スクールバスの運行委託料を算定しておりました。本来であれば北部全体のスクールバス運行委託料で算定しなければなりませんでした。

また、そのスクールバスを利用する児童を利用総数に含めておらず、さらに学校統合後に編入してきた生徒、また、遠距離通学をすることになった原因が学校統合ではない生徒も含んでおりました。その補助対象経費の算定について理解が十分でなかったことによるものでございます。

平成25年度が39万6,000円、平成26年度が109万8,000円、平成27年度が394万1,000円、平成28年度が351万7,000円、総額895万2,000円過大交付されておりまして、国庫支出金を返納するものでございます。

以上です。

○5番（大角利成君）

はい、わかりました。

まれにないことですから、このようなことはできれば提案理由の中で当初に触れていただきたいなと思ったところです。

もう一点だけお尋ねします。

資料の10ページです。同じく一般会計補正予算、農林水産課の関係ですが、県営畠地帶総合事業の補助金の負担金の減が1,150万9,000円、そして同じく県営の中山間地域の事業負担金が1,470万ほど増になっております。

事業量の減、あるいは増に伴う分だと思うんですが、概略で結構です。おっしゃってください。

○農林水産課長（鶴田洋治君）

この負担金につきましては、事業費の確定による金額が確定したことによる増減になります。各事業の増減の中身につきましては、ちょっと今日資料を手元を持ってきておりませんので、説明はできませんけれども事業費の確定によるものの増減になります。

○5番（大角利成君）

事業費の増減あるいは当初の見込みより内容変更がなされての負担金の増減だとは思うんですが、もう1つだけお願いしたいのが、県営事業の負担金に伴う部分といつてもですね、町として県のほうと担当者レベルで住民の声を聞きながら事業の執行していただきたいと。これまで以上に、その辺の連携をしっかりとっていただきたいということを申し添えて終わります。

○議長（岩川俊広君）

ほかに。

○8番（榎 光徳君）

議案第7号の一般会計の10ページなんですが、民生費の生活保護扶助費4,000万円の計上をされておるんですけども、国庫補助ではあるわけですけども。この時期で4,000万円というのはちょっと大きな気がするんですが、中身をちょっと教えていただきたいなということと。

あと11ページですが、災害復旧の永田港のケーソン、細部設計が今回上がっているんですけれども、この後、設計が上がってきまして入札執行とこういった当然なると思うんですけども、今度の計画ですね、どういった推移になるのか、その2点だけ教えていただきたいと思うんですが。

○安房支所長兼福祉事務所長（寺田太久己君）

生活保護費の増について、御説明申し上げます。

生活保護費の中で医療費扶助ということで、医療費に係る分でございました。これは1月分の社会保険診療報酬支払基金のほうから請求がございまして、その支出は1月分で4,006万8,000円程度ありました。現在、予算額の残額は4,228万7,000円ぐらいあるんですけども、2月分、3月分の支出を勘案したときに、足らないということで4,000万円程度の予算の不足は生じるのではないかということで今回計上しました。

要因につきましては、長期的な入院患者がふえたことによる増額ではなかろうかなと  
いうふうに推測はしております。

以上です。

○建設課長兼庁舎建築係（松田純治君）

永田港の災害につきましては、1月24日に災害査定を受けまして総工事費4億8,580万4,000円で採択になる見込みとなっております。

現在、保留という扱いで、本省で最終協議がなされて、来週には決定がされるものと思われます。今後の工事につきましては、このケーソンの細部設計を行った後に、ケーソンの制作というものを本土のほうで行います。

そして、その本土工事と、それからケーソンを運んできて、それから永田港でケーソンの据えつけ、その他の工事も含めて離島工事という部分が行われます。32年度3月までには全ての工事を完了する計画で進めることになります。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

生活保護関係は、この国の権限移譲で、昔は県がしていたわけですけども、今は市町村におりてきて福祉事務所でやっているということで、大変、職員の皆様も苦労をされているだろうなという思いをしているんですが、先程の答弁で、もう2月ですから。例えば今の時期に扶助者が増えたとか。そういうことではないということですね。

それから、永田港については、当然、漁協関係。あそこは、モジャコの時期になりますといけす等の設置等もありますんで、そこら辺の関連も出てくるんじゃないかなということもありますので、そこら辺の影響がないような、工事等そういうものを頭に入れていただければいいのではないかと思います。

以上で終わります。

○議長（岩川俊広君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第6号から議案第8号までの3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。お諮りします。

議案第6号から議案第8号までの3件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第8号までの3件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

まず、日程第8、議案第6号、屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号、平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号、平成30年度屋久島町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、平成30年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定すること御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩川俊広君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回屋久島町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会　午前11時43分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員